

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

令和2年(2020年)



## 目 次

議案第 44 号	市道路線の認定について……………	5
議案第 45 号	指定管理者の指定について……………	8
議案第 46 号	指定管理者の指定について……………	9
議案第 47 号	下水道管理に起因する事故に関する和解について……………	10
議案第 48 号	損害賠償請求事件の和解について……………	14
議案第 49 号	下水道管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について……………	16
議案第 50 号	下水道管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について……………	17
議案第 51 号	下水道管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について……………	18
議案第 52 号	令和元年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	19
議案第 53 号	令和元年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別 会計歳入歳出決算の認定について……………	19
議案第 54 号	令和元年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	19
議案第 55 号	令和元年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	19
議案第 56 号	令和元年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	19
議案第 57 号	令和元年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	19
議案第 58 号	令和元年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定 について……………	20
議案第 59 号	鎌倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定に ついて……………	21
議案第 60 号	鎌倉市森林環境譲与税基金条例の制定について……………	23
議案第 61 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について……………	25
議案第 62 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
議案第 63 号	鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
議案第 64 号	鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	33
議案第 65 号	令和2年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）……………	35

報告第 10 号	継続費の精算報告について……………	42
報告第 11 号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……………	44
報告第 12 号	令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について……………	45

議案第 44 号

市道路線の認定について

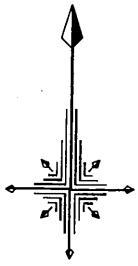
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 2 年（2020年） 9 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

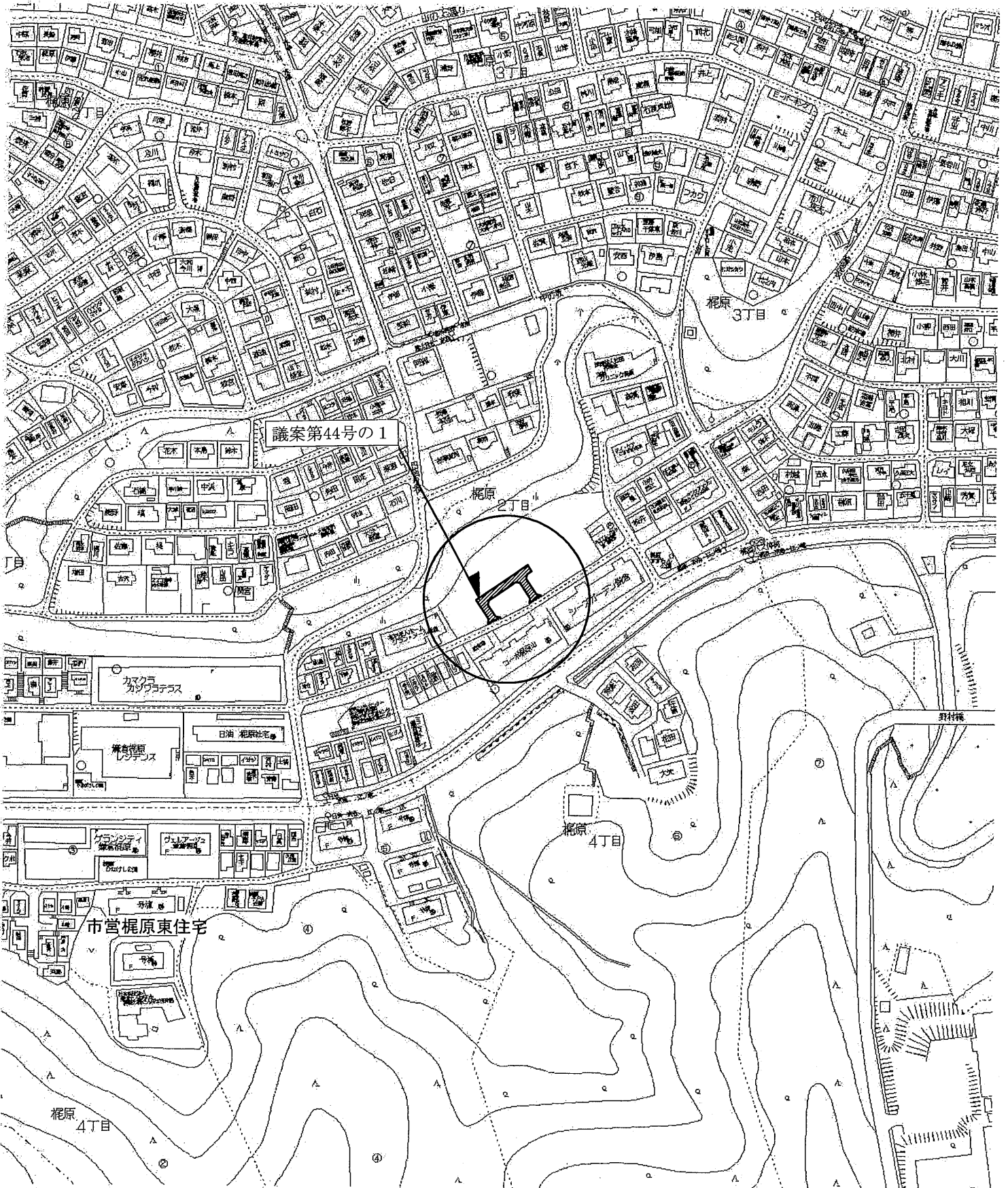
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m <sup>2</sup>	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	梶 原 二 丁 目	982番135	梶 原 二 丁 目	982番138	5.00～ 9.37	71.98	379.98	3

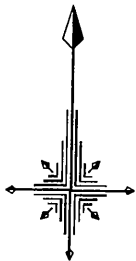


凡例  認定箇所

# 案内図

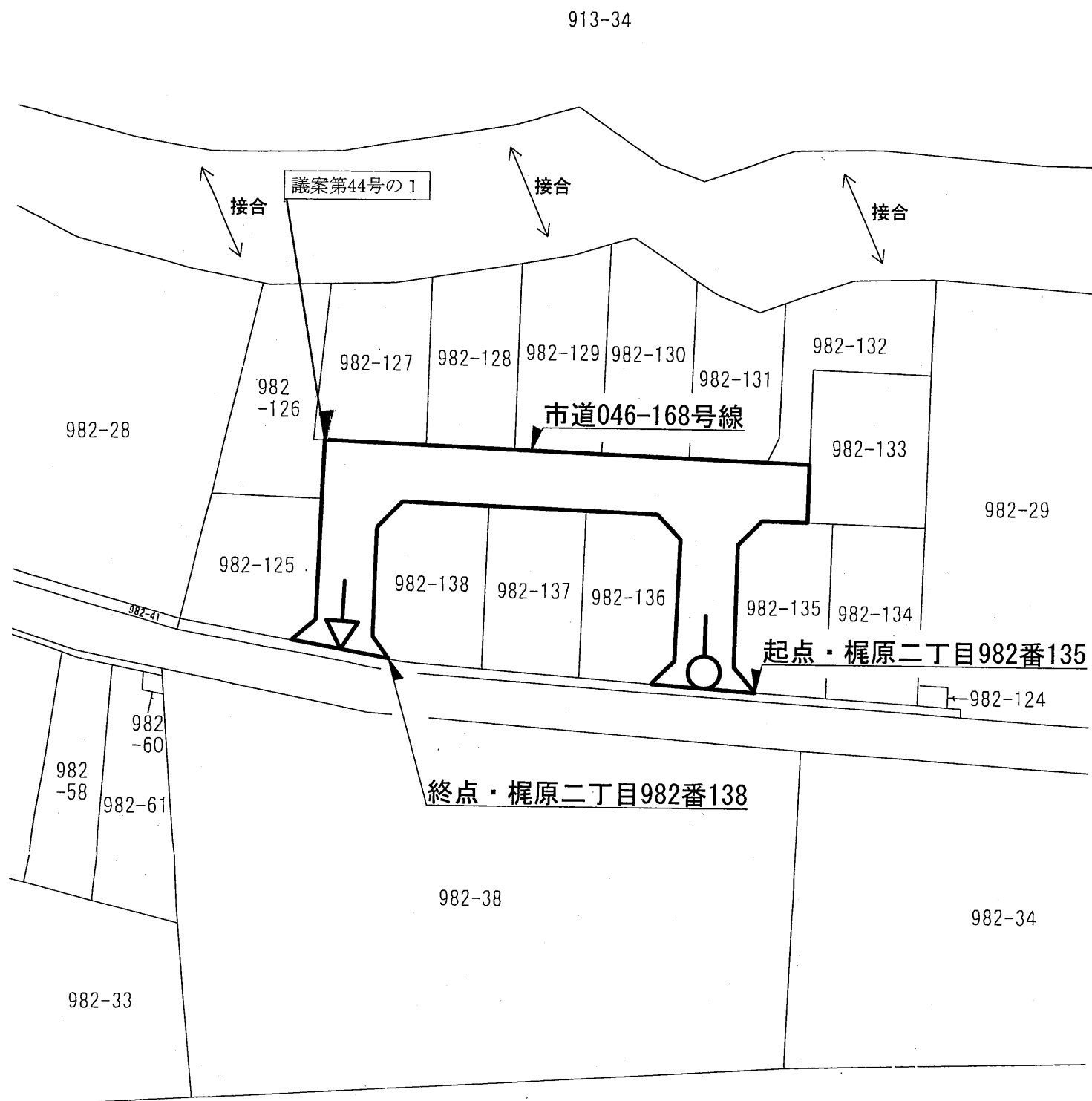
図面番号 3





# 公図写

図面番号 3



指定管理者の指定について

鎌倉市放課後子どもひろばふかさわ・ふかさわ子どもの家「すずめ」、鎌倉市放課後子どもひろばせきや・せきや子どもの家「やまゆり」の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 2 年（2020年） 9 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市放課後子どもひろばふかさわ・ふかさわ子どもの家「すずめ」

鎌倉市放課後子どもひろばせきや・せきや子どもの家「やまゆり」

2 指定管理者となる団体

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

3 指定の期間

令和 3 年（2021年） 4 月 1 日から令和 8 年（2026年） 3 月 31 日まで



議案第 46 号

指定管理者の指定について

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 2 年（2020年） 9 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園

2 指定管理者となる団体

社会福祉法人 県央福社会

3 指定の期間

令和 3 年（2021年） 4 月 1 日から令和 8 年（2026年） 3 月 31 日  
まで



当事者目録

甲

住所  
氏名

[Redacted]

乙1

住所  
氏名

[Redacted]

乙2

住所  
氏名

[Redacted]

乙3

住所  
氏名

[Redacted]

乙4

住所  
氏名

[Redacted]

乙5

住所  
氏名

[Redacted]

乙6

住所  
氏名

[Redacted]

以上

## 車 両 目 録

車両①（ハーレーダビットソン：平成13年式）

自動車登録番号 [REDACTED]

車名 ハーレーダビットソン

型式 G D V

車台番号 [REDACTED]

原動機の形式 G D V

車両②（スズキ R M X 2 5 0 S : 平成8年式）

自動車登録番号 [REDACTED]

車名 スズキ

型式 S J 1 4 A

車台番号 [REDACTED]

原動機の形式 J 1 1 7

車両③（ヤマハ D T 2 0 0 W R : 平成3年式）

自動車登録番号 [REDACTED]

車名 ヤマハ

型式 3 X P

車台番号 [REDACTED]

原動機の形式 3 X P

車両④（ホンダ L E A D 1 1 0 : 平成20年式）

自動車登録番号（標識番号） [REDACTED]

車名 ホンダ

型式認定番号 II - 1 8 0 4

車台番号 [REDACTED]

以上

「参 考」

示 談 条 項 (案)

- 1 市は甲に対し、本件事件に関する修理費等として、  
金 1, 7 4 4, 0 0 0 円を甲指定口座に支払う。
- 2 本件示談の他、甲、乙及び市の間には、本件事件について、一  
切の債権債務関係がないことを確認する。

損害賠償請求事件の和解について

原告 [REDACTED] と被告鎌倉市との間で調停中の平成31年（ワ）第795号損害賠償請求事件につき、次のとおり和解について議会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告 [REDACTED]

被告 鎌倉市

2 和解の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、200万円を支払う。
- (2) 被告は、原告に重大な結果が生じたことについて遺憾の意を表し、学校事故の際の保護者への連絡体制の充実を今後も進め、本件と同様の事態が生じないように努力する。

3 事件の概要

本件は、平成25年12月11日、体育の授業中にバスケットボールが被害児童の顔面にぶつかったことで、両目に各損傷を負ったことに対する損害賠償請求訴訟において、市から提示した和解案に基づき、裁判所から和解勧告がなされ、相手方の了承が得られたため、これを尊重し、和解しようとするものである。

「参 考」

和解条項（案）

1. 被告は、原告に対し、金200万円の支払い義務のあることを確認し、これを令和〇年〇月〇日限り、原告の指定する銀行口座に送金して支払う。
2. 被告は、原告に重大な結果が生じたことについて遺憾の意を表し、学校事故の際の保護者への連絡体制の充実を今後も進め、本件と同様の事態が生じないように努力する。
3. 原告は、その余の請求を放棄する。
4. 原告と被告とは、本和解条項に定めるほか、本件に関して何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。
5. 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第 49 号

下水道管理に起因する事故による市の義務  
に属する損害賠償の額の決定について

平成26年（2014年）10月6日、鎌倉市梶原五丁目6番先で発生した下水道管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和2年（2020年）9月2日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 損害賠償の額 1,744,000円

2 損害賠償の相手方

[Redacted]



議案第 50 号

下水道管理に起因する事故による市の義務  
に属する損害賠償の額の決定について

令和元年（2019年）9月9日、鎌倉市極楽寺一丁目6番先で発生した下水道管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和2年（2020年）9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 115,390円

2 損害賠償の相手方



議案第 51 号

下水道管理に起因する事故による市の義務  
に属する損害賠償の額の決定について

令和元年（2019年）9月9日、鎌倉市極楽寺一丁目6番先で発生した下水道管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和2年（2020年）9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 42,350円

2 損害賠償の相手方



- 議案第 52 号 令和元年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 53 号 令和元年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 54 号 令和元年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55 号 令和元年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56 号 令和元年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57 号 令和元年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の令和元年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の附属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 2 年（2020年） 9 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 附属書類（令和元年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 58 号

令和元年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の  
処分及び決算の認定について

令和元年度鎌倉市下水道事業会計剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるとともに、令和元年度鎌倉市下水道事業会計決算を別添の財務書類等及び監査委員の意見を付けて、同法第30条第4項の規定により、市議会の認定に付する。

令和2年(2020年)9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算報告書
- 2 財務書類(損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表)
- 3 剰余金処分計算書(案)
- 4 令和元年度鎌倉市下水道事業報告書
- 5 監査委員の鎌倉市下水道事業会計決算審査意見書

議案第 59 号

鎌倉市長等の損害賠償責任の一部  
免責に関する条例の制定について

鎌倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 9 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責について、必要な事項を定めるものである。

## 鎌倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市長等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育長若しくは教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

鎌倉市森林環境譲与税基金条例の制定について

鎌倉市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 9 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

国から譲与される森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、鎌倉市森林環境譲与税基金を設置し、その管理について必要な事項を定めるものである。

## 鎌倉市森林環境譲与税基金条例

### (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条の規定により譲与を受ける森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、鎌倉市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 61 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 9 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労  
働省令第61号）の一部改正に伴い、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次に掲げる事項」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第2号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の5項を加える。

- 3 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（付則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保

育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が、家庭的保育者の居宅において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第18条第6号を次のように改める。

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員）

第23条第2項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）」を「特区法」に改める。

第29条第2項第3号中「の規定」を「又は特区法第12条の4第1項の規定」

に改め、同条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に改める。

第31条第2項第3号中「の規定」を「又は特区法第12条の4第1項の規定」に改め、同条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に改める。

第37条第2号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」を「子ども・子育て支援法」に改め、同条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加え、「市」を「市長」に改める。

第44条第3項及び第46条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に改める。

付則第9項を付則第10項とし、付則第4項から付則第8項までを1項ずつ繰り下げる。

付則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「市」を「市長」に、「第6条」を「第6条第1項」に、「5年」を「10年」に改め、同項を付則第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は当該業務を行う者（以下この項において「施設等」という。）であって、この条例の施行の日以後に家庭的保育事業の認可を得たものについては、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 62 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 9 月 2 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・  
子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）  
の一部改正に伴い、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」を「前項（第2号に係る部分に限る。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 9 月 2 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年  
厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、必要な事項を定めるもの  
である。

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 64 号

鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和 2 年（2020年） 9 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年12月条例第20号）の一部  
を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 65 号

令和 2 年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第 6 号）

令和 2 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 645,596 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83,301,436 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 2 年（2020 年）9 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	27,687,273	△19,200	27,668,073
	5 国庫負担金	7,248,127	3,286	7,251,413
	10 国庫補助金	20,409,829	△41,486	20,368,343
	15 委託金	29,317	19,000	48,317
60	県支出金	4,139,334	△11,659	4,127,675
	5 県負担金	2,934,995	△500	2,934,495
	10 県補助金	819,999	△11,159	808,840
75	繰入金	3,835,062	△202,737	3,632,325
	5 基金繰入金	3,833,062	△202,737	3,630,325
90	市債	3,088,000	△412,000	2,676,000
	5 市債	3,088,000	△412,000	2,676,000
	歳入合計	83,947,032	△645,596	83,301,436

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	26,194,096	71,889	26,265,985
	5 総務管理費	24,610,835	61,215	24,672,050
	15 戸籍住民基本台帳費	611,554	10,674	622,228
15	民生費	26,768,286	△6,502	26,761,784
	5 社会福祉費	12,776,470	△16,940	12,759,530
	10 児童福祉費	11,660,679	10,438	11,671,117
30	農林水産業費	162,035	△22,000	140,035
	5 農業水産業費	162,035	△22,000	140,035
40	観光費	312,022	△17,641	294,381
	5 観光費	312,022	△17,641	294,381
45	土木費	7,860,063	△97,181	7,762,882
	5 土木管理費	1,531,255	18,421	1,549,676
	10 道路橋りょう費	992,028	△119,966	872,062
	20 都市計画費	4,911,892	4,364	4,916,256
50	消防費	2,984,914	△49,294	2,935,620
	5 消防費	2,984,914	△49,294	2,935,620
55	教育費	8,367,809	△524,867	7,842,942
	5 教育総務費	2,723,226	2,000	2,725,226
	10 小学校費	2,283,216	△354,380	1,928,836
	20 社会教育費	1,686,083	△126,553	1,559,530
	25 保健体育費	448,770	△45,934	402,836
	歳 出 合 計	83,947,032	△645,596	83,301,436

## 第2表 継続費補正

### 1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
55 教育費	10 小学校費	御成小学校 旧講堂改修事業	千円		千円	千円		千円
				元	94,840		元	94,840
			521,314	2	147,641	94,840	2	0
			3	278,833		3	0	

### 2 廃止

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
55 教育費	20 社会 教育費	史跡大町 积迦堂口遺跡 崩落対策事業	千円		千円	千円		千円
			124,916	2	74,950	—	—	—
				3	49,966		—	—

第3表 繰越明許費

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	05 総務管理費	公共施設再編計画見直し等支援業務委託事業	11,842
10 総務費	05 総務管理費	本庁舎等整備基本計画策定支援及び事業手法調査並びに本庁舎跡地整備基本構想策定支援業務委託事業	40,887
10 総務費	05 総務管理費	本庁舎等整備事業 コンストラクション・ マネジメント業務委託事業	10,450
10 総務費	05 総務管理費	本庁舎等執務環境整備業務委託事業	13,156

第4表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
放課後子どもひろばふかさわ 外3施設管理運営事業費	令和2年度から 令和7年度まで	356,065
保育士派遣業務 (緊急一時預かり事業分)費 委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	12,747
保育士派遣業務 (通常保育分)費 委託事業費	令和2年度から 令和3年度まで	55,873
あおぞら園管理運営事業費	令和2年度から 令和7年度まで	325,530
ICT活用健康づくりシステム 運用等委託事業費	令和3年度から 令和5年度まで	16,830

2 廃止

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		千円		千円
小学校給食費管理等 業務委託事業費	令和3年度から 令和7年度まで	186,516	—	—



# 第5表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 75,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 88,400	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
道路整備事業費	419,800	同 上	同 上	同 上	328,100	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	528,200	同 上	同 上	同 上	512,300	同 上	同 上	同 上
土木災害復旧事業費	0	同 上	同 上	同 上	11,600	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	154,800	同 上	同 上	同 上	132,100	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業費	1,308,700	同 上	同 上	同 上	1,056,000	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業費	173,000	同 上	同 上	同 上	137,700	同 上	同 上	同 上
史跡保存事業費	18,700	同 上	同 上	同 上	0	同 上	同 上	同 上
合 計	3,088,000				2,676,000			

報告第 10 号

継続費の精算報告について

鎌倉市一般会計予算中、鎌倉芸術館大ホール特定天井改修事業については、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算書のとおり報告する。

令和2年（2020年）9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和元年度鎌倉市継続費精算報告書

(一般会計)

款	項	事業名	年度	全 体 の 計 画 内				実 の 財 政 課 内				比 の 財 政 課 内				
				左 特 定		源 源		左 特 定		源 源		左 特 定		源 源		
				年割額	支 出 額	支 出 額	支 出 額	支 出 額	支 出 額	支 出 額	支 出 額	支 出 額	支 出 額	支 出 額	支 出 額	
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉市立 大井町 定修 校	30	50,000,000	37,500,000	12,500,000	50,000,000	4,087,000	34,400,000	11,513,000	▲ 4,087,000	3,100,000	997,000			
			元	184,718,000	6,474,000	10,744,000	180,450,400	6,304,000	132,400,000	41,746,400	170,000	35,100,000	▲ 31,002,400			
			計	234,718,000	6,474,000	23,244,000	230,450,400	10,391,000	166,800,000	53,259,400	▲ 3,917,000	38,200,000	▲ 30,015,400			

報告第 11 号

令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

令和元年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

令和2年（2020年）9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.57)	— (16.57)	0.8 (25.0)	— (350.0)

備考 ( ) 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

報告第 12 号

令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和元年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

令和2年（2020）年9月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業会計	— (20.0)	

備考 ( ) 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の鎌倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書